

「飲料容器」事件

知財高裁平成24年（ネ）第10080号事件（平成25年4月25日判決）
原審・大阪地方裁判所平成23年（ワ）第7887号

<キーワード>

本質的部分

<抜粋>

均等の第1要件における特許発明の本質的部分とは、特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうち、当該特許発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的な部分、すなわち、上記部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として当該特許発明の技術的思想とは別個のものと評価されるような部分をいうものである。

本件明細書には、本件発明の従来技術として、空になったカートリッジ容器を効率よく運送できるように、少なくとも容器の側壁部に柔軟性を持たせて、側壁部を折り畳み可能とした甲15発明が記載されているところ、本件発明は、運送時に折り畳み可能であるのみならず、支持枠により側壁部を囲わなければ側壁部が側方に傾き、カートリッジ容器の一部が筒口部より下になって飲料の排出が困難となるような状態になる程度の高い柔軟性を有する側壁部を前提として、飲料充填時に用いる係止部を設け、支持枠で側壁部を囲い、これを支持する構成を採用することにより、課題を解決するというものである。

これに対し、イ号物件の側壁部は、PET素材に蛇腹部を設けることにより運送時に折り畳み可能な程度の柔軟性を有するものの、支持枠によって囲わなければカートリッジ容器の一部が筒口部より下になって飲料の排出が困難となる程度の柔軟性を有しているものではないから、本件発明とは課題解決手段が異なるものであり、側壁部の柔軟性の程度について、作用効果を異にするものというほかない。

本件発明は、前記のとおり、運送時に折り畳めるように側壁部に柔軟性を持たせた甲15発明を従来技術とした上で、側壁部が柔軟性を有することにより生じる筒口部を上向きにして飲料を充填する際に非常に手間がかかるという課題を解決するために係止部を設けたのみならず、支持枠によって囲わなければカートリッジ容器の一部が筒口部より下になって飲料の排出が困難となる程度まで側壁部の柔軟性を高めたことにより、カートリッジ容器が飲料を排出する際、飲料の排出が困難となるような上記の状態が発生することを防止するために支持枠で側壁部を囲い、これを支持する構成を必要とするような高い程度の

柔軟性を有するものである。

したがって、本件発明における側壁部の高い程度の柔軟性は、特許発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的な部分、すなわち本質的部分であるというべきである。

この点について、控訴人は、本件発明の作用効果につき、側壁部に柔軟性を持たせて折り畳み可能とし、筒口部を上向き状態で吊り下げ係止する係止部を設けて、空容器の運送効率を良くするとともに、係止部で筒口部の位置を安定に保持し、注入される飲料の重量で側壁部が自然に伸張するようにして飲料を容易に充填できるというものであると主張する。

しかしながら、本件発明の作用効果は、本件明細書の記載からすれば、控訴人が主張する上記効果のみならず、側壁部の柔軟性の程度をも含むものというべきであるから、控訴人の上記主張は、採用することができない。

また、控訴人は、本件発明の本質的部分は、係止部を設けて飲料を容易に充填できるようにした点にあると主張する。

しかしながら、前記のとおり、本件発明の本質的部分は係止部を設けて飲料を容易に充填できるようにした点に尽きるものではないから、控訴人の上記主張も、採用することができない。